

J Aバンク三重優遇プログラム規定（ひな形）

1. ～3. （省略）

4. （得点・ステージ）

(1) サービス提供開始日の前月末時点における当組合所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。

（削除）

(2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を5万円以上受け取られていること（当組合で給与振込として判別できるものが対象です）。	100
年金受取	一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込を受け取られていること。	100
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を前月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に2点ずつ付与します）。	2～ 100
<u>投資信託残高</u>	<u>当組合所定の投資信託を前月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に2点ずつ付与します）。</u>	<u>2～ 100</u>
借入残高	当組合所定の借入（農業・住宅・生活・事業性資金（注））を前月末時点で合計500万円以上利用されていること。	100
	当組合所定の借入（農業・住宅・生活・事業性資金（注））を前月末時点で合計1円以上500万円未満利用されていること。	50

(注) 借入残高は、総合口座型の当座貸越、日本政策金融公庫資金、ご返済が遅れている借入金を除きます。

(4) 提携ATM入出金手数料の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) （削除）各ステージに必要な得点数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2
必要な得点	0点～99点	100点～

5. ～6. （省略）

J Aバンク三重優遇プログラム規定（ひな形）

1. ～3. （省略）

4. （得点・ステージ）

(1) サービス提供開始日の前月末または前々月末時点※における当組合所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。

※給与振込・年金受取・貯金残高は前月末時点、借入残高は前々月末時点。

(2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を5万円以上受け取られていること（当組合で給与振込として判別できるものが対象です）。	100
年金受取	一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込を受け取られていること。	100
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を前月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に2点ずつ付与します）。	2～100
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
借入残高	当組合所定の借入（農業・住宅・生活・事業性資金（注））を前々月末時点で合計500万円以上利用されていること。	100
	当組合所定の借入（農業・住宅・生活・事業性資金（注））を前々月末時点で合計1円以上500万円未満利用されていること。	50

(注) 借入残高は、総合口座型の当座貸越、日本政策金融公庫資金、ご返済が遅れている借入金を除きます。

(4) 提携ATM入出金手数料の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各取引の得点、各ステージに必要な得点数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2
必要な得点	0点～99点	100点～

5. ～6. （省略）

7. (変更・終了)

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、**当**サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または**当**サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
 - ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
 - ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
 - ③すでに利用されている借入を延滞されている場合
 - ④契約者本人が亡くなった場合
 - ⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合
 - ⑥金融情勢の変化、**その他予見しがたい事情が発生した場合**
 - ⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

8. (省略)

以 上

(2024年8月25日現在)

7. (変更・終了)

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、**本**サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または**本**サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
 - ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
 - ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
 - ③すでに利用されている借入を延滞されている場合
 - ④契約者本人が亡くなった場合
 - ⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合
 - ⑥金融情勢の変化、**その他当組合が相応の事由があると判断した場合**
 - ⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

8. (省略)

以 上

(2022年3月25日現在)